

「とちぎボランティア NPO センター運営業務」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

本要領は、「とちぎボランティア NPO センター運営業務」を委託する業者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

別紙「「とちぎボランティア NPO センター運営業務」業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

2 参加資格

参加要件は次のとおりとする。

- (1) 仕様書の内容に照らし、当該業務を的確に遂行する能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 国税及び都道府県税を完納していること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 募集日程

令和4(2022)年12月23日(金)	募集開始
令和5(2023)年1月6日(金)14:00～	現地説明会
1月11日(水)17:00	質問書の提出期限
1月16日(月)まで	質問書への回答
1月20日(金)17:00	参加表明書提出期限
1月25日(水)まで	参加資格確認結果の通知
1月31日(火)17:00	企画提案書の提出期限
2月9日(木)	プレゼンテーション審査
2月16日(木)まで	選考結果通知

4 現地説明会への参加

現地説明会への参加を希望する者は、現地説明会参加申込書(様式1)を提出すること。

- (1) 開催日時・場所
令和5(2023)年1月6日(金)14時00分から
とちぎボランティア NPO センター研修室B
- (2) 提出方法
電子メールによること。
- (3) 提出期限

令和5(2023)年1月5日(木)17時まで

(4) 提出先

栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県県民生活部県民文化課県民協働推進室

TEL 028-623-3422 FAX 028-623-2121

E-mail: kyodo@pref.tochigi.lg.jp

5 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き質問書(様式2)を提出することとする。

(1) 提出期限

令和5(2023)年1月11日(水)17時まで

(2) 提出場所

本要領4(4)に掲げる場所

(3) 提出方法

電子メールによること。

(4) 質問に対する回答

令和5(2023)年1月16日(月)までに栃木県ホームページに掲載する。

(5) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書(様式3)を提出すること。

(1) 提出期限

令和5(2023)年1月20日(金)17時まで

(2) 提出場所

本要領4(4)に掲げる場所

(3) 提出方法

電子メールによること。

(4) 提出書類

- ・参加表明書(様式3)
- ・申請者に関する調書(様式4)
- ・誓約書(様式5)
- ・国税及び県税に係る未納がない旨の証明書

(5) 提出部数

各1部

(6) 参加資格要件の確認

参加表明書の提出者について、本要領2に規定する資格要件に基づき、参加資格の確認を行い、その結果を令和5(2023)年1月25日(水)までに電子メールにて通知する。

7 企画提案書の提出

次により企画提案書(様式6)に関係書類を添付して提出すること。

(1) 提出期限

令和5(2023)年1月31日(火)17時まで

- (2) 提出場所
本要領4(4)に掲げる場所
- (3) 提出方法
持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。
- (4) 提出書類
 - ・企画提案書(様式6)
 - ・企画書
A4判タテ又はヨコにより作成すること(様式任意)
 - ・経費積算書(様式任意)
 - ・その他提案の参考となる資料
- (5) 提出部数
各6部(正本1部、副本5部)
- (6) その他
 - ア 提出期限後の書類の差替、追加提出は認めない。(審査に影響を与えない軽微なものを除く。)
 - イ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
 - ウ 提出された書類は返還しない。
 - エ 複数の企画提案書の提出は認めない。
 - オ 応募及びプロポーザル参加に要する経費等は参加者負担とし、県はこれらに係る経費について、一切支給しない。
 - カ プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
 - キ 企画提案等の書類は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく情報公開請求の対象となる。

8 企画提案に係る留意事項

- (1) 本県の社会貢献活動及び協働の取組の促進に関する基本理念・方向性を定めた「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」及び「栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」を踏まえて提案すること。
- (2) 3年間の長期継続契約であることを踏まえ、中長期的な展望を交えて提案すること。
- (3) 市町において市民活動支援センターの設置が進む中、県域センターに求められる役割を踏まえて提案すること。
- (4) 仕様書の各業務について、理念や課題意識のみならず、個別事業ごとの具体的な実施内容やターゲット、業務実施に係る全体的なスケジュール等を含めて提案すること。

9 審査方法

- (1) 県が別に定める委員により組織された審査委員会が、審査基準に基づき、公平かつ客観的に企画提案の内容、事業実施能力等を評価、採点し、委託業者を選定する。
- (2) プレゼンテーション審査会の開催日時、場所、実施方法については、参加表明者に対して別途通知するものとする。
- (3) 審査基準は別紙のとおりとする。
- (4) 審査結果は、全ての参加者に対し文書で通知する。
- (5) その他

- ア 参加表明書提出者が5者を超えた場合には、提出された企画提案書を基に書類審査を実施し、その上位5者を対象にプレゼンテーション審査を実施する。
- イ 審査委員会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。
- ウ 参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

10 その他

- (1) 企画提案が採択された事業者等は、県と企画提案書の内容を基に業務履行に必要な協議を行う。なお、協議、調整の結果、企画提案内容、金額等を変更する場合もある。
 - 協議が整った後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県と随意契約による委託契約を締結する。
 - 協議が不調のときには、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 本プロポーザルは、令和5年度の当初予算が原案どおり成立することを前提に、年度開始前準備行為として実施するものである。そのため、令和5年度予算が原案どおり成立しない場合、委託業務の中止等を行うことがある。また、本委託業務に係る契約は、長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、甲の各年度予算において業務委託に係る経費が削減又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (3) 本プロポーザルに係る契約の内容は、別添「とちぎボランティアNPOセンター運営業務委託契約書（案）」のとおりとする。
- (4) 次の場合は失格とする。
 - ア 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合。
 - イ 申請書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合。
- (5) 受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）等に基づきその取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。

11 本要領に関する問い合わせ先

栃木県宇都宮市埴田1-1-20

栃木県県民生活部県民文化課県民協働推進室

TEL 028-623-3422 FAX 028-623-2121

E-mail: kyodo@pref.tochigi.lg.jp